

ひめぎんJCB デビット用保証委託約款

株式会社愛媛銀行（以下「当行」という。）および株式会社愛媛ジェーシービー（以下「保証会社」という。）また、当行と保証会社を総称して以下「両社」という。）は当行および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定のJCB デビット会員規約（以下「会員規約」という。）にて規定される会員は、次の各条項を承認のうえ、会員規約ならびに当行およびJCB所定のJCB デビット特約、その他の会員規約に付帯する特約・規定等（これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。）を内容とする会員と当行およびJCBの契約（以下「デビット契約」という。）に基づき会員が当行に対して負担する債務についての連帯保証を、保証会社に委託します。

第1条（保証債務の範囲）

1. 本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、デビット契約に基づき本会員が当行に対して負担する一切の債務（以下「被保証債務」という。）とします。
2. デビット契約に契約期間の定めがある場合において、その契約期間が更新された場合には、前項に基づく保証委託の期間も当然に延長されるものとします。
3. 本約款に基づく保証会社による保証は、保証会社が適当と認め、本会員がデビット契約に基づく取引を開始したときに成立するものとします。
4. 保証会社が本会員からの委託に基づく保証を承諾しなかった場合その他本約款に基づく保証会社による保証が成立しなかった場合には、デビット契約が不成立となり、両社からカードの貸与を受けられない場合があります。

第2条（保証の解約）

保証会社は、次の場合、①、③及び④においては本会員に通知することにより、②においては通知を要せず当然に、本約款に基づく連帯保証の委託に係る契約及び当該委託に基づく連帯保証をいずれも解約することができます。

- ①当行から被保証債務に係る連帯保証の解約について同意を得た場合
- ②保証会社が本会員の当行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員が当行から被保証債務の請求を受けた日から30日間以内に、本会員が第4条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合
- ③会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- ④第8条の2の一つにでも該当した場合、第8条の2の表明が事実ではなかった場合、及び第8条の2の確約に違反した場合等

第3条（代位弁済）

本会員が当行に対する支払いを怠り、当行が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対する事前の通知をしないで保証債務を履行することができるものとします。

第4条（求償権の範囲）

保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- (1) 保証会社が当行に代位弁済した金員
- (2) 保証会社が弁済のために要した費用
- (3) 前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）による損害金
- (4) 前各号の金員を請求するために要した費用

第5条（事前求償等）

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1) 一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整に係る調停の申立てがあったとき
- (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき
- (3) 預金その他当行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が発送され保証会社に到達したとき
- (4) 当行に対する債務について期限の利益を喪失したとき
- (5) 虚偽の申告が判明したとき
- (6) 会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき
- (7) 会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき

第6条（業務委託）

会員は、当行が本約款に定める事務等を保証会社に業務委託することを予め承認するものとします。

第7条（充当順位）

第3条に規定される保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。

第8条（届出事項）

1. 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、

勤務先、職業、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。

- 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、保証会社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
- 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

第8条の2（反社会的勢力の排除）

会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業およびこれに属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

第9条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- 保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査または保証委託後の管理のために、以下の個人情報を収集、利用すること
 - 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時に届け出た事項
 - 入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と当行およびJCBの契約内容に関する事項
 - 会員のカードの利用内容、支払状況、お問合せ内容および連帯保証を行うか否かの審査または債権回収その他の

保証委託後の管理の過程において知り得た事項

- ④当行が収集したデビット利用・支払履歴
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項
 - ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (2) 本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること

第10条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 会員等は、当行および保証会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は会員規約末尾に記載の当行相談窓口に連絡するものとします。
- 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第11条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当行およびJCBは、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

第12条（契約不成立時および退会後の個人情報）

- 当行およびJCBが入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第9条に定める目的に基づき一定期間利用されます。
- 会員規約第29条に定める退会の申出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第13条（合意管轄）

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

○株式会社愛媛銀行 本店事務部

〒790-8580 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

TEL：089-933-1111（本店代表）

（受付時間） / 9：00～17：00 月～金

（ただし銀行の休業日を除きます）